

赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金交付規則

平成24年10月1日

赤磐市規則第50号

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの規則に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則(平成17年赤磐市規則第56号)に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、赤磐市の介護保険被保険者に介護サービスの提供を行う事業者(以下「事業者」という。)が、夜間等に中山間地域等において訪問サービスを提供する事業とする。

(補助対象介護サービス等)

第3条 補助対象となる介護サービス種別、地域及び時間帯は次の表のとおりとする。

介護サービス種別	地域	時間帯
介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護	厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)又は厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)	時間帯の制限なし
法第8条第2項に規定する訪問介護		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注9による加算の対象となる時間帯
法第8条第4項に規定する訪問看護		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注4による加算の対象となる時間帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業者が利用者宅への訪問1回につき、次の表の介護サービス種別ごとに補助金額欄に定める額とし、一つの事業所に対して補助する額は、補助上限額欄に定める額を限度とする。

介護サービス種別	補助金額	補助上限額
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	250円	3,000,000円
訪問介護	1,000円	1,700,000円
訪問看護	2,000円	上限なし

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金サービス別所要額(精算)明細書(様式第2号。以下「所要額(精算)明細書」という。)を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更しようとするときは、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に所要額(精算)明細書を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第1項ただし書の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助対象事業の総額の20パーセント以内での各補助対象介護サービス間の変更
- (2) 補助対象事業の総額の20パーセント以内の減額

(中止又は廃止承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、赤磐市地域包括ケ

アシテム推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（検査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（1） 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。

（2） 補助事業者がこの規則の規定に違反したとき。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業実績報告書（様式第6号）に所要額（精算）明細書を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により提出する実績報告書においては、毎年度2月提供分までの補助対象介護サービスの提供実績を報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告書の内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、赤磐市地域包括ケアシステム推進事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年10月以降に提供したサービスから適用する。